

兵庫県公報

平成28年3月23日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（医務課）	3
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	3
公 告	
○ 大規模集客施設影響調査指針の一部改正（都市計画課）	4
人事委員会規則	
○ 不服申立審査規則等の一部を改正する規則	5
○ 職員の退職管理に関する規則	6
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	10
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	14

公布された法令のあらまし

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第6号）**
一般職に属する職員の勤務条件に準じ、単純な労務に雇用される職員の給与を改定し、勤務時間の割振りの特例を定める等所要の整備を行うこととした。
- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第7号）**
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正により、歯科技工士法施行令の規定により厚生労働大臣に提出される書類の受理に関する事務を神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市が処理することとする旨の規定を削除することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）**
使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、農産物検査法に関する手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 不服申立審査規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）**
行政不服審査法の全部改正に伴い、異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化されることから、次の規則について所要の整備を行うこととした。
 - 1 不服申立審査規則
 - 2 職員の給与に関する規則
 - 3 公立学校教育職員等の給与に関する規則
 - 4 職務に専念する義務の特例に関する規則
 - 5 人事委員会事務局組織規則
 - 6 職員の苦情の処理に関する規則
- 職員の退職管理に関する規則（人事委員会規則第5号）**
地方公務員法の一部改正により、新たに設けられる職員の退職管理に関して必要な事項を定めることとした。
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）**
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例等の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 6 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第12項第 1 号中「100分の2.1」を「100分の1.4」に改め、同項第 2 号中「100分の1.8」を「100分の1.1」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 6 年兵庫県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「勤務を」を「勤務時間を」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位とする期間(以下この条において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子若しくは配偶者の父母の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員に類する職員

第 6 条中「第 4 条第 1 項」の右に「若しくは第 4 項」を、「第 4 条第 2 項」の右に「から第 4 項まで」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第 2 条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の勤務時間規則」という。)の規定の適用については、改正後の勤務時間規則第 4 条第 3 項中「職員」とあるのは「子の養育又は配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子若しくは配偶者の父母をいう。次項において同じ。)の介護をする職員」と、同条第 4 項第 1 号中「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子若しくは配偶者の父母」とあるのは「配偶者等」とする。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 7 号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表17の項を次のように改める。

17 削除	
-------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 8 号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 3 に掲げるもの）の項18を次のように改める。

18 削除

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項20中(28)の 8 を(28)の 9 とし、(28)の 3 から(28)の 7 までを(28)の 4 から(28)の 8 までとし、(28)の 2 の次に(28)の 3 として次のように加える。

⑸の 3 特定用途誘導地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項25の次に25の 2 とし、次のように加える。

25の 2 農産物検査法に関する手数料

- (1) 登録検査機関登録申請手数料
- (2) 登録検査機関登録更新申請手数料
- (3) 登録検査機関変更登録申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項中66を67とし、65の次に66として次のように加える。

66 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

別表第 1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項 1 (16)の次に(17)から(25)までとして次のように加える。

- (17) 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
- (18) 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
- (19) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
- (20) 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料
- (21) 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料
- (22) 特定遊興飲食店営業所の構造又は設備変更承認申請手数料

- (23) 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料
- (24) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
- (25) 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20中(28)の8を(28)の9とし、(28)の3から(28)の7までを(28)の4から(28)の8までとし、(28)の2の次に(28)の3を加える改正規定及び同表警察手数料徴収条例に基づく手数料の項1(16)の次に(17)から(25)までを加える改正規定（同項1(17)に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項1(16)の次に(17)から(25)までを加える改正規定（同項1(17)に係る部分を除く。） 平成28年6月23日

公 告

大規模集客施設影響調査指針の一部改正

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）第3条第1項の規定に基づく大規模集客施設影響調査指針の一部を次のように改正し、平成28年3月23日以後に行う同条例第3条第1項の大規模集客施設基本計画書の提出について適用することとしたので、次のとおり公表する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3(1)②中「影響範囲にある交差点の目安としては、」を「調査対象に含めるべき交差点は、主要幹線道路等の交差点で特に円滑な交通処理が求められる交差点及び」に改め、「1.0以上となる」の右に「おそれのある」を加え、「また、当該大規模集客施設の立地場所が隣接市町との境界に近接している場合（当該大規模集客施設の敷地境界から概ね1キロメートルの範囲内に県内他市町の区域が含まれる場合）は、隣接市町にある交差点を調査対象に含めること。」を削る。

3(2)④中「他の大規模集客施設」の右に「その他の多数の自動車交通の発生が予想される施設」を加える。

3(6)中「恐れ」を「おそれ」に、「改定」を「改訂」に改める。

別表中

「

「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（阪神間都市計画区域並びに東播及び中播都市計画区域の臨海部に関する広域土地利用プログラム）（平成18年9月25日兵庫県決定）及び（東播及び中播都市計画区域の内陸部に関する広域土地利用プログラム）（平成20年6月17日兵庫県決定）

」

を

「

大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム

」

に改め、

「

※ 例 尼崎市住環境整備条例施行規則（昭和60年尼崎市規則第61号）第3条の10第1号の尼崎市商業立地ガイドライン

西宮市良好なまちづくりのための商業環境形成指導要綱第3条の商業立地ガイドライン（平成16年11月1日西宮市施行）

」

を
「

※ 尼崎市住環境整備条例施行規則（昭和60年尼崎市規則第61号）第3条の10第1号の尼崎市商業立地ガイドライン
西宮市良好なまちづくりのための商業環境形成指導要綱第3条の商業立地ガイドライン

」

に改める。

人 事 委 員 会 規 則

不服申立審査規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県人事委員会

委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第4号

不服申立審査規則等の一部を改正する規則

（不服申立審査規則の一部改正）

第1条 不服申立審査規則（平成10年兵庫県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

審査請求審査規則

目次及び第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て（審査請求又は異議申立て）」を「審査請求」に改め、同条第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第4条第1項、第5条第1項及び第6条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 審査請求の手續

第9条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第10条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「（決定書を含む。以下同じ。）」を削る。

第11条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改め、同条第2項中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条の見出し中「不服申立手續」を「審査請求手續」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立手續受継申立書」を「審査請求手續受継申立書」に、「不服申立手續」を「審査請求手續」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立手續受継申立書」を「審査請求手續受継申立書」に改め、同条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第6項中「不服申立手續」を「審査請求手續」に改める。

第15条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「（決定を含む。以下同じ。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立取下届」を「審査請求取下届」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立取下届」を「審査請求取下届」に改める。

第16条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第8項中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第38条第1項から第3項までの規定及び第6項並びに第43条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同様式備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第2号から様式第6号までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第7号中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第8号中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

様式第9号から様式第11号までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第12号中「不服申立手続受継申立書」を「審査請求手続受継申立書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立手続」を「審査請求手続」に改める。

様式第13号中「不服申立取下届」を「審査請求取下届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同様式備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第14号備考中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第15号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第16号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第17号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第18号から様式第20号までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第21号中「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第24号及び様式第25号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第26号中「(決定)」及び「(決定書)」を削り、同様式備考1中「不服申立審査規則」を「審査請求審査規則」に改める。

(職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

- (1) 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)第37条第15項
- (2) 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)第43条第13項(職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

- (1) 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第11号)第2条第5号
- (2) 人事委員会事務局組織規則(昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号)第3条第13号
- (3) 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年兵庫県人事委員会規則第14号)第3条第3項

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県人事委員会
委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例(平成28年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類す

る者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）とする。

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分。以下同じ。）が1種の区分である職（部長を除く。）
- (2) 企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業庁管理規程第14号。以下「企業職員給与規程」という。）別表第3に掲げる区分（企業職員給与規程第3条第2項ただし書の規定により公営企業管理者が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分。以下同じ。）が1種の区分である職
- (3) 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号。以下「病院事業職員給与規程」という。）別表第16に掲げる区分（病院事業職員給与規程第17条第2項ただし書の規定により病院事業管理者が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分。以下同じ。）が1種の区分である職
- (4) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている職
- (5) 防災監

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が

当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる法人が行う業務とする。

- (1) 公庫等
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第1号)別表第1及び別表第2に掲げる法人
- (3) 公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金
- (4) 公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金
- (5) 公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会
- (6) 独立行政法人国際協力機構
- (7) 兵庫県漁業信用基金協会
- (8) 兵庫県国民健康保険団体連合会
- (9) 兵庫県市町村職員退職手当組合
- (10) 兵庫県商工会連合会
- (11) 兵庫県職業能力開発協会
- (12) 兵庫県信用保証協会
- (13) 兵庫県森林組合連合会
- (14) 兵庫県中小企業団体中央会
- (15) 兵庫県町村会
- (16) 兵庫県土地改良事業団体連合会
- (17) 兵庫県農業会議
- (18) 兵庫県農業機械商業協同組合
- (19) 兵庫県農業信用基金協会
- (20) 兵庫県木材業協同組合連合会
- (21) 兵庫県林業種苗協同組合
- (22) ひょうご埠頭株式会社

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為がガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が内部組織の長等の職又は第14条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 職

(4) 依頼等をした再就職者の氏名

(5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

(6) 依頼等が行われた日時

(7) 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

第14条 条例第2条の人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 管理職手当規則別表第1に掲げる区分が2種から4種までの区分である職

(2) 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年人事委員会規則第13号。以下「教育職員給与規則」という。）別表第16の3に掲げる区分（教育職員給与規則第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）が4種及び5種の区分である職（教頭を除く。）

(3) 企業職員給与規程別表第3に掲げる区分が2種から4種までの区分である職

(4) 病院事業職員給与規程別表第16に掲げる区分が2種から4種までの区分である職

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表5号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職

(6) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表5号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職

(部長又は課長に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員等)

第15条 条例第2条の人事委員会規則で定める者は、再就職者が前条に定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又は再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた前条に定める職が廃止された場合における当該再就職者が当該前条に定める職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該前条に定める職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職

員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員であった者)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職(第6条第4号に定める職を除く。)又は第14条に定める職に就いている者とする。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める者は、退職手当通算予定職員であった者であって引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請等に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称及び所在地
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(人事委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 人事委員会事務局組織規則(昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第3条中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。
(20) 職員の退職管理に関すること。



職員の給与に関する規則等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県人事委員会
委員長 伊藤 聡

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
第33条の4第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項

第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附則第8項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

別表第10 4の款第1号中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加え、同表備考3中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

別表第11備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第16中「理由」を「事由」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号エ中「又は小学校」を「、小学校又は義務教育学校」に改める。

第32条の4第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附則第8項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

別表第7 4の款第1号中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

別表第9備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第13中「理由」を「事由」に改める。

別表第16の3中「3 中学校及び小学校」を「3 中学校、小学校及び義務教育学校」に、「中学校又は」を「中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）又は」に、「小学校又は」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）又は」に改める。

（職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正）

第3条 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条」を「第1条の2」に改める。

第1条の次に次の11条を加える。

（条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）

第1条の2 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める職員は、警察学校初任科の学生とする。

第1条の3 条例第4条第3項に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき6時間以上（育児短時間勤務職員等にあつては2時間以上）とすること。ただし、休日（条例第12条に規定する休日をいう。以下第7条第2項、第11条及び第16条に同じ。）その他人事委員会の定める日（以下この条及び第1条の6において「休日等」という。）については、7時間45分（短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員の条例第4条第3項に規定する単位期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における同条第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間。次項及び第1条の6第1項第2号において同じ。）とすること。

(2) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者が所属ごとにあらかじめ定める連続する5時間は、当該所属に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

2 短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第1項第1号（ただし書を除く。）及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会の定める場合に係る条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第1項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

第1条の4 条例第4条第3項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

4 申告並びに第2項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、任命権者が別に定めるところにより行うものとする。

第1条の5 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める期間（次条第1項において「単位期間」という。）は、条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、同条第4項の規定に基づく週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。

（条例第4条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第1条の6 条例第4条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 条例第4条第1項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき1日（次号において「特例対象日」という。）については、4時間未満とすることができるものとする。

(3) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内で任命権者が所属ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該所属に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

2 第1条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第2項中「第4条第3項」とあるのは「第4条第4項」と、「第1項第1号（ただし書を除く。）及び第2号」とあるのは「第1条の6第1項第2号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第3号」と、同条第3項中「第4条第3項」とあるのは「第4条第4項」と、「第1項第2号」とあるのは「第1条の6第1項第3号」と読み替えるものとする。

第1条の7 条例第4条第4項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して前条第1項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り

又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

4 第1条の4第4項の規定は、第1項から前項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「申告並びに第2項」とあるのは「第1条の7第2項に規定する申告並びに同項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第3項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

第1条の8 条例第4条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 条例第4条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童を養育する職員

(2) 条例第4条第4項第1号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第1条の9 第1条の7第2項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第2項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第1条の10 第1条の7第2項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の途中において第1条の8第2項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第1条の11 第1条の3第1項第2号、同条第2項、同条第3項、第1条の4、第1条の6から第1条の10の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

（その他の事項）

第1条の12 第1条の2から前条までに規定するもののほか、週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項は、任命権者が定める。

第2条中「(条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 任命権者は、条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

第7条第2項中「条例第12条に規定する」及び「(以下第11条及び第16条において「休日」という。)」を削る。

第14条に次の1項を加える。

3 期限付職員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）の繰越しは、1暦年における年次休暇の残日数の範囲内で、任命権者が定める。

第18条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第26条の2の見出し中「請求又は申出」を「申告等」に改め、同条中「第23条第1項」を「条例第4条第3項若しくは第4条第4項の規定による申告、第1条の9第1項の規定による届出、第5条第2項による通

知、第23条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月23日

兵庫県人事委員会

委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第14中「不服申立て」を「審査請求」に、「第14条又は第45条」を「第18条第1項」に、「60日」を「3月」に改め、「又は決定」を削る。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第4号中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

別紙様式第13中「不服申立て」を「審査請求」に、「第14条又は第45条」を「第18条第1項」に、「60日」を「3月」に改め、「又は決定」を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第1条の2 規則第1条の3第1項第1号の「人事委員会の定める日」は、次のとおりとする。

- (1) 職員が日を単位として出張する日
- (2) 職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける日
- (3) 職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日

2 規則第1条の3第2項(規則第1条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該短時間勤務職員(規則第1条に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の業務内容、勤務する所属の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

3 規則第1条の3第3項(規則第1条の6第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事委員会の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第1条の3第3項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ第1号に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は第2号に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。

- (1) 超過勤務(条例第10条第2項に規定する勤務をいう。)による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第1条の3第1項第2号(規則第1条の6第2項において準用する場合にあっては、同条第1項第3号)に規定する任命権者があらかじめ定める連続する時間(以下「コアタイム」という。)の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合
- (2) 職員が規則第1条の4第2項(規則第1条の6第2項において準用する場合にあっては、規則第1条の7第2項)の規定により割られる勤務時間の一部の時間帯において職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)第26条の2第1項に規定する在宅勤務を行う場合(当該時間帯の直前又は直後に置く第12項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。)において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。

4 規則第1条の4第2項後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うも

のとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分(短時間勤務職員にあっては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第4条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この号及び第8項において同じ。)を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間(任命権者が、職員が勤務する所属の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。)の始まる時刻のうち早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のうち遅い時刻以前に設定すること。

5 規則第1条の4第2項の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更は、任命権者が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第4項に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日(以下「変更日」という。)について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

6 規則第1条の5の「人事委員会の定める場合」は、次に掲げる場合とし、任命権者は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) 所属内の職員について規則第1条の4第2項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該所属内の他の同条第1項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき 当該初日から当該単位期間の末日までの期間

(2) 条例第4条第3項ただし書の規定により勤務時間を割り振ろうとする職員の育児短時間勤務の期間をその初日から4週間ごとに区分した場合において、最後に4週間未満の期間を生じたとき 当該期間

7 規則第1条の7第2項後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における週休日の設定及び勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに週休日を設け、又は勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について週休日とし、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その週休日とする日の選択にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

(1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間の始まる時刻のうち早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のうち遅い時刻以前に設定すること。

8 規則第1条の7第3項第2号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、任命権者が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項各号に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができるが、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

- 9 規則第1条の8第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- 10 規則第1条の8第1項第2号の「人事委員会が定めるもの」は、次に掲げる者とする。
- (1) 父母の配偶者
 - (2) 配偶者の父母の配偶者
 - (3) 子の配偶者
 - (4) 配偶者の子
- 11 規則第1条の8第2項第1号の「養育する」とは、職員と法律上の親子関係がある子（養子を含む。）を養育することをいう。
- 12 任命権者は、条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により週休日 を設け、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。
- (1) コアタイム
 - (2) 始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯
 - (3) 標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻
 - (4) 休憩時間
 - (5) その他必要な事項
- 第8条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。